



島根県報

令和3年10月15日（金）

第 252 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	（環 境 政 策 課）	2
養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則	（農 畜 産 課）	2

【告 示】

地方税法第144条の9第1項の規定による特約業者の指定	（税 務 課）	3
令和3年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	（農 畜 産 課）	3
指定漁船調書の縦覧	（水 産 課）	3
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建 築 住 宅 課）	4
島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料の一部改正	（ ” ）	4

【特定調達公告】

令和3年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の落札者等	（道 路 維 持 課）	5
5軸マシニングセンタシステムの購入に係る一般競争入札の実施	（教 育 施 設 課）	5

【内水面漁管委指示】

ニホンウナギの採捕の禁止		8
--------------	--	---

【正 誤】

令和3年9月14日付け島根県報第243号中	（砂 防 課）	8
-----------------------	---------	---

公布された条例等のあらまし

◇島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（規則第123号）

1 規則の概要

- (1) 行政手続における押印等の見直し等に係る様式の整備（様式第1号—様式第12号関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則（規則第124号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号—様式第5号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月15日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第123号

島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

島根県環境影響評価条例施行規則（平成11年島根県規則第98号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項の1中「道路運送法第2条第9項」を「道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項」に改め、同項の5中「土地改良法」の次に「（昭和24年法律第195号）」を加える。

別表第1の4の項の1中「空港整備法」を「空港法」に、「第2条第1項」を「第2条」に改める。

別表第1の11の項の3中「都市計画法」を「都市公園法（昭和31年法律第79号）」に改める。

別表第2の16の項及び別表第3の16の項中「別表第1の7から9までの項」を「別表第1の7の項から9の項まで」に改める。

様式第1号から様式第10号までの様式中「㊟」を削る。

様式第11号及び様式第12号中「㊟」を削り、「進^{ちよく}捗」を「進捗」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県環境影響評価条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月15日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第124号

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

養蜂振興法施行細則（昭和31年島根県規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第5号までの様式中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の養蜂振興法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

島根県告示第609号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第1項の規定により、特約業者を次のとおり指定したので告示する。

令和3年10月15日

島根県知事 丸 山 達 也

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定年月日
株式会社永惣	島根県安来市安来町888番地	令和3年10月1日

島根県告示第610号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による令和3年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和3年10月15日

島根県知事 丸 山 達 也

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品種	検査成績
11581363430	美国久勝（黒原6424）	肉用牛 黒毛和種	2級
11617833517	忠白隆（黒原6425）	肉用牛 黒毛和種	2級
11411625240	花福（2020子島黒1201452）	肉用牛 黒毛和種	2級
11370946547	焔（2020子島黒1201233）	肉用牛 黒毛和種	2級

島根県告示第611号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和3年10月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

- 浜田市三隅町岡見2239-2 原田春義
- ” 古市場1582-1 船岩直臣
- ” 西河内1028 西藤龍彦

(2) 加入区

三隅町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第612号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成28年島根県告示第237号）の一部を次のように改正し、令和3年11月1日から施行する。

令和3年10月15日

島根県知事 丸 山 達 也

「
表浜田市の項中

片庭	高層耐火構造6階建	平成21	1.00
----	-----------	------	------

 を

「

片庭	高層耐火構造6階建	平成21	1.00
浜田中央	高層耐火構造8階建	令和3	1.00

 に改める。
」

島根県告示第613号

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料（令和元年島根県告示第261号）の一部を次のように改正し、令和3年11月1日から施行する。

令和3年10月15日

島根県知事 丸 山 達 也

「
表浜田市の項中

片庭団地	1,980円
------	--------

 を

「

片庭団地	1,980円
------	--------

 に改める。
」

浜田中央団地

1,760円

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年10月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 物品等の名称、数量及び配車先

- (1) ロータリー除雪車（2.6m級）1台 県央県土整備事務所
- (2) ロータリー除雪車（2.2m級）1台 浜田県土整備事務所

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部道路維持課道路管理グループ 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

令和3年9月29日

4 落札者の氏名及び住所

- 1(1)：株式会社原商 代表取締役 秀浦 義久 島根県松江市宍道町白石81番地10
- 1(2)：株式会社原商 代表取締役 秀浦 義久 島根県松江市宍道町白石81番地10

5 落札金額

- 1(1)：49,005,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 1(2)：48,675,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和3年8月17日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年10月15日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
出雲工業高等学校5軸マシニングセンタシステムの購入 一式
- (2) 入札案件の仕様等
入札説明書のとおり
- (3) 納入期限
令和4年3月25日（金）
ただし、システム構築期限は令和4年3月24日（木）とする。

(4) 納入場所

島根県出雲市上塩冶町420 島根県立出雲工業高等学校

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(2)工作機器」に登録されている者であること。
- (5) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポート、障害発生並びに部品取替に速やかに対応できる者であること。
- (6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階
島根県教育庁教育施設課
電話 0852-22-6602 F A X 0852-22-6016

5 入札説明書の閲覧期間及び閲覧方法

令和3年10月15日（金）から同年11月24日（水）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入及び押印の上、F A Xで上記の部局へ送付すること。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和3年11月12日（金）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

- (1) 入札の日時、場所等
ア 日時

令和3年11月24日（水）午前10時まで

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎 教育委員室

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和3年11月24日（水）午前9時30分までに到着していること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年11月24日（水）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎 教育委員室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2第1号、第3号又は第7号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県教育庁教育施設課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 5-axis Machining Center, 1 set

(2) Time limit for tender : 10:00 a.m. November 24, 2021

(Bids by post must be received by 9:30 a.m. on November 24, 2021)

(3) Contact point for the notice : Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8502 Japan

TEL : 0852-22-6602

内水面漁業管理委員会指示**島根県内水面漁場管理委員会指示第3-3号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、ニホンウナギの繁殖保護を図るため次のとおり指示する。

令和3年10月15日

島根県内水面漁場管理委員会会長 門 脇 幹 男

1 制限の内容

(1) 採捕を禁止する水産動物

全長30センチメートルを超えるニホンウナギ

(2) 採捕を禁止する区域

島根県内の内水面（公共用水面及びこれと連接一体を成す水面）

(3) 採捕を禁止する期間

令和3年11月1日から令和4年3月31日まで。ただし、次に掲げる区域については、それぞれ次に定める期間とする。

ア 内共第1号の漁場の区域 令和4年1月1日から令和4年3月31日まで

イ 内共第4号の漁場の区域 令和3年12月1日から令和4年3月31日まで

2 適用除外

島根県漁業調整規則（令和2年島根県規則第93号）第45条第1項に規定する試験研究等を目的として、島根県内水面漁場管理委員会の承認を受けニホンウナギを採捕する場合には、この指示を適用しない。

3 指示の有効期間

令和3年11月1日から令和4年3月31日まで

正 誤

令和3年9月14日付け島根県報第243号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
27	下から3	天神谷川B	天神川B